

えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業の 募集について

(公財)えひめ産業振興財団では、次代を担う新産業を育成し、地域の活力を創出するため、既存産業の高付加価値化・高度化への取組に対して助成金を交付する「えひめ中小企業応援ファンド活力創出助成事業」を実施します。

このうち、次の事業メニューについて募集を行いますので、奮ってご応募ください。

募集事業

- がんばるものづくり企業助成事業

1 助成対象者

- (1) 【FS調査助成事業】 中小企業者又は中小企業者等のグループ
- (2) 【研究開発助成事業】 中小企業者、みなし大企業又は中小企業者等のグループ
※ ただし、県外の方については、県内に事業拠点を設ける必要があります。

2 助成対象事業、助成率、助成限度額等

事業区分		助成対象事業	助成率及び助成限度額	助成期間
がんばるものづくり企業助成事業	① FS調査助成事業	独創的で市場性の見込まれる技術シーズについての技術的データの取得・検証、独創的な新製品・新サービスによる事業展開に関する市場性・事業性向上に係る調査研究等への取組	助成対象経費の2/3以内 1,000 千円	1年以内
	② 研究開発助成事業	モノ作り分野においてけん引役となるような新技術・新製品の研究開発、県内の健康福祉に関する研究成果を事業化するための新技術・新製品の研究開発や、IT 分野の有望案件に係る新技術・新製品の研究開発への取組	助成対象経費の2/3以内 【一般枠】 20,000 千円 【小規模枠】 3,000 千円	事業開始から最長 H30年12月31日まで * H30年12月31日までに必ず事業を終了してください。 【厳守】

※事業によって助成内容が異なりますので、募集要項でご確認ください。

※事業内容、規模等により助成額を減額する場合があります。

3 受付期間

平成29年1月10日(月)～平成29年2月3日(金)

※ 郵送による場合は、期間内に(平成29年2月3日(金)17:15までに)必着のこと。

4 募集要項等

以下の書類を各自でダウンロードし、応募申込書は記入要領の記載のポイント等に従い記入してください。

事業区分	交付要綱	募集要項	記入要領	応募申込書様式
がんばるものづくり企業助成事業	本文 (PDF)	本文 (PDF)	共通 (PDF)	共通 (WORD)
① FS調査助成事業			①別紙 (PDF)	①別紙 (WORD)
② 研究開発助成事業			②別紙 (PDF)	②別紙 (WORD)

5 応募方法

助成を希望される方は、応募申込書等を上記の受付期間内に提出してください。

【提出書類】

○**応募申込書**・・・正本1部

○**愛媛県が課税する全ての県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する書類(納税証明書)**・・・正本1部

※ 愛媛県の各地方局税務管理課(南予地方局にあつては税務課、今治支局及び八幡浜支局にあつては税務室)で発行されます。

※ 市役所、税務署等では発行されません。

○**提出者の定款(写し)、登記事項証明書、決算書(写し)(直近3期分)**・・・各1部

○**事業経費の積算根拠になる見積書及び商品カタログ**・・・各1部

6 事業計画の採択方法

学識経験者等で構成される審査会(書類審査、面接審査)による審査等を経て理事長が決定します。

7 その他注意事項

応募にあたっての注意事項や助成事業者の義務等の詳細につきましては、募集要項に記載しておりますのでご確認ください。

特に、研究開発助成事業(一般枠)へ応募される方で、助成金申請額が500万円を超える場合には、事業化計画の詳細について記載していただく必要がありますので、ご注意ください。(応募様式:別紙5-3-1参照)

8 応募受付・問合せ先

公益財団法人えひめ産業振興財団 産業振興部 産業振興課
〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)
TEL 089-960-1100 FAX 089-960-1105

9 応募にあたっての事前相談

応募にあたっては、中小企業支援機関(チームえびす)による事前相談を受けることができます。

http://www.ehime-iinet.or.jp/zaidan/newbusiness/team_ebsu/kyoten2010.pdf

参考資料

中小企業者の定義

本事業で助成対象とする中小企業者とは、愛媛県内に主たる事業所を有する、以下の条件に該当する方です。

資本金の額又は出資の総額が下表の基準以下の会社並びに常時使用する従業員の数が下表の基準以下の会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下